

豊川市特別職報酬等審議会 資 料

平成25年11月29日

目 次

・ 豊川市特別職報酬等審議会委員名簿	・ ・ ・ ・	1
・ 豊川市特別職報酬等審議会条例	・ ・ ・ ・	2
・ 豊川市長等の給与に関する条例	・ ・ ・ ・	2
・ 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例	・ ・ ・ ・	3
・ 平成25年度県内各市の二役の給料額等調	・ ・ ・ ・	4
・ 平成25年度県内各市の議会議員の議員報酬額等調	・ ・ ・ ・	7
・ 平成24年議員活動の状況	・ ・ ・ ・	13
・ 市議会議員の報酬の状況（全国）	・ ・ ・ ・	15
・ 平成25年度県内各市の二役及び議会議員の給料額及び議員報酬額等調付表（地域手当含む）	・ ・ ・ ・	16
・ 本市二役及び議会議員の給料等改定状況調	・ ・ ・ ・	17
・ 豊川市（旧一市四町）の二役の給料額の推移	・ ・ ・ ・	18
・ 豊川市（旧一市四町）の議員の議員報酬額の推移	・ ・ ・ ・	20
・ 人事院勧告制度	・ ・ ・ ・	22

豊川市特別職報酬等審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職名	氏名
豊川商工会議所会頭	日比 嘉男
豊川市連区長会会長	井上 豊重
豊川市社会福祉協議会会長	伊藤 憲男
豊川商工会議所女性会会長	鈴木 政代
穂の国青年会議所副理事長	柘植 智也
ひまわり農業協同組合組合長	柴田 勝
連合愛知三河東地域協議会事務局長	半田 浩勝
豊川市ボランティア連絡協議会役員	古澤 美佐子
住民の代表	鳥山 智恵子
住民の代表	梅村 賀代子

○豊川市特別職報酬等審議会条例

昭和40年3月24日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、豊川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、豊川市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会及び委員の更新により最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○豊川市長等の給与に関する条例

昭和54年12月25日条例第23号

市長等給与条例（昭和27年豊川市条例第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 市長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

(1) 市長 月額 1,069,000円

(2) 副市長 月額 874,000円

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料の月額に、その給料の月額に100分の20を乗じて得た額及びその給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(給与の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の受ける給与の支給方法は、豊川市職員給与条例（昭和27年豊川市条例第4号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

○豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例

昭和31年12月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 562,000円
- (2) 副議長 月額 512,000円
- (3) 議員 月額 479,000円

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例(昭和43年豊川市条例第4号)の規定の例により、議長にあつては市長の、副議長及び議員にあつては副市長の旅費に相当する額を弁償する。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内にその職を離れた者又は死亡した者についても同様とする。

2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（その職を離れた者又は死亡した者にあつては、その職を離れた日又は死亡した日現在。次項におい

て同じ。）における議員報酬の月額に、この月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

4 基準日において議長若しくは副議長の職にある者又は基準日前6箇月以内の期間において議長若しくは副議長の職にあつた者に対しては、前2項の規定により計算して得た額に、基準日現在における議長又は副議長の議員報酬の月額と議員の議員報酬の月額との差額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とみなして第2項（同項各号を除く。）の規定を適用して計算して得た額（議長又は副議長の在職期間が6箇月に満たない場合は、当該在職期間における月数に応じて算定した額）を加算した額を期末手当として支給する。

5 前項の議長又は副議長の在職期間を計算する場合において、1箇月未満の端数を生じたときは、15日以上は1箇月とし、15日未満は切り捨てる。

(議員報酬等の支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、議長、副議長及び議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。
- 2 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対して期末手当を支給する。
- 3 前項の規定による期末手当の額は、基準日において議員が受けるべき報酬月額を基礎として、一般職の市職員の例により算出した額とする。
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

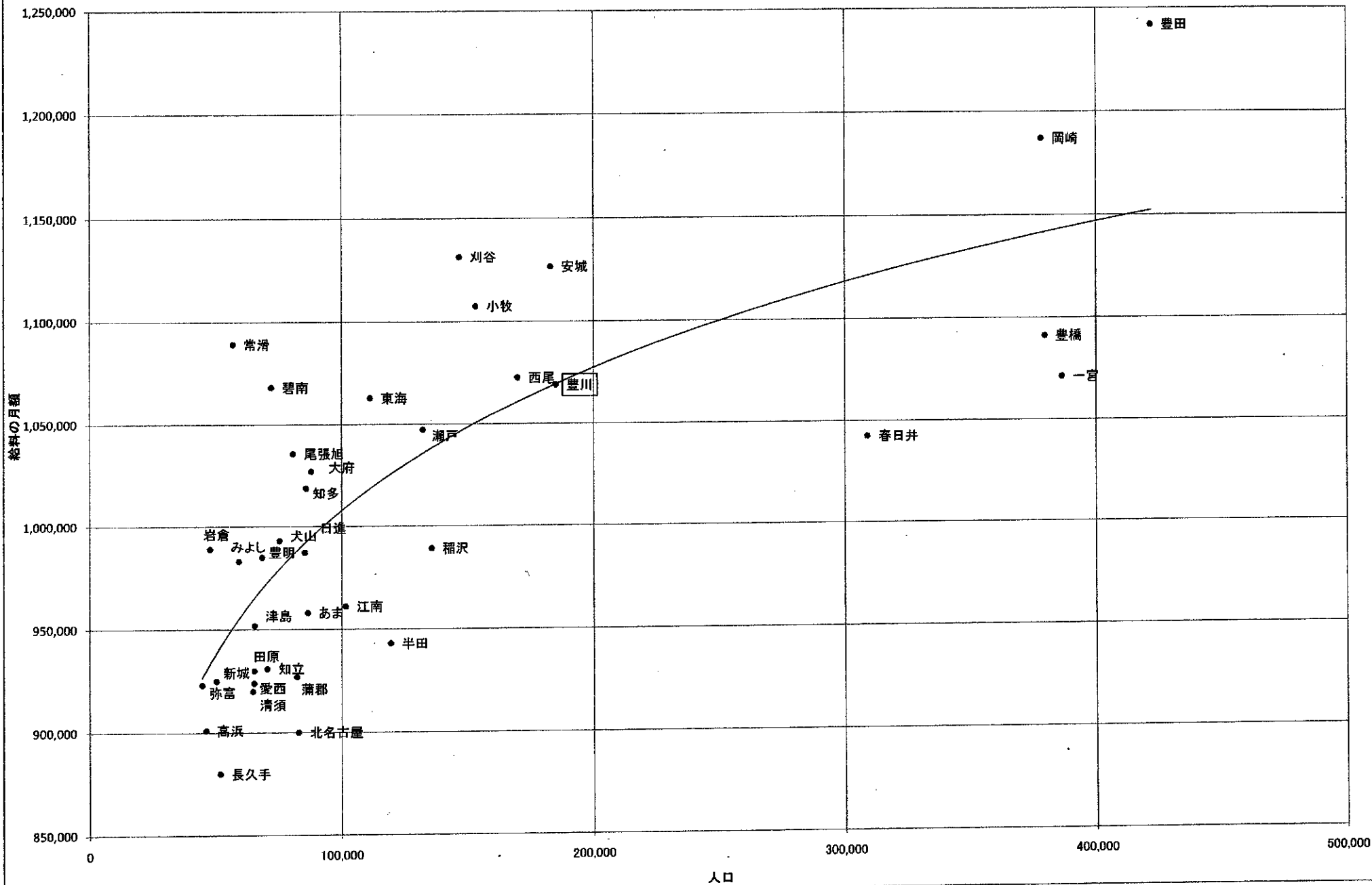
◆平成25年度県内各市の二役の給料額等調

【本則】 【月額】 【月額】地域手当含む 【手当】 【年収】地域手当含む 【退職手当】 【年収+退職手当】地域手当含む

【本則】 (単位 円) (単位 円) (単位 円) (単位 円) (単位 円)

市制 順	市名	人口	順位	財政力指数 (3力年平均) 22-24	【本則】				【月額】地域手当含む					【手当】					【年収】地域手当含む					【退職手当】					【年収+退職手当】地域手当含む				
					市 長	副市長	副市長	副市長	市 長	副市長	副市長	副市長	市 長	副市長	副市長	副市長	市 長	副市長	副市長	副市長	市 長	副市長	副市長	副市長	市 長	副市長	副市長	副市長	市 長	副市長	副市長	副市長	
11	豊田市	422,010	1	1.11	5	1,129,000	1	2	951,000	1	1,241,900	1	2	1,046,100	1	H23.4.1	2.95	20%	25%	10	10	20,215,027	1	17,027,893	1	6.80	4.80	7,451,400	4,564,800	27,666,427	1	21,592,693	1
3	一宮市	386,447	2	0.81	31	1,040,000	8	1	855,000	8	1,071,200	9	1	880,650	8	H16.4.1	2.95	20%	25%	3	10	17,436,458	9	14,334,780	8	4.60	2.90	4,784,000	2,479,500	22,220,458	11	18,814,280	11
1	豊橋市	379,678	3	0.94	22	1,091,000	3	2	915,000	3	1,091,000	6	2	915,000	5	H16.4.1	2.80	20%	25%	10	10	17,679,655	7	14,827,575	5	7.20	4.80	7,955,200	4,392,000	25,534,855	3	19,219,575	3
2	岡崎市	378,249	4	0.98	11	1,099,000	2	2	923,000	2	1,186,920	2	2	996,840	2	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	19,320,090	2	16,226,063	2	6.00	5.00	6,594,000	4,615,000	25,914,090	2	20,841,083	2
6	春日井市	309,119	5	0.97	15	1,012,000	11	2	844,000	10	1,042,360	14	2	869,320	12	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	18,967,015	14	14,150,356	12	5.86	4.116	5,950,560	3,473,904	22,917,575	9	17,624,260	7
7	豊川市	304,898	6	0.97	26	1,069,000	9	1	874,000	10	1,069,000	8	1	874,000	10	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	17,700,348	10	14,208,418	7	6.80	4.80	7,451,400	4,564,800	22,220,458	11	18,814,280	11
12	安城市	182,913	7	1.13	4	1,024,000	10	2	838,000	11	1,126,400	4	2	921,900	4	H23.4.1	2.95	20%	25%	10	10	18,334,976	4	15,004,800	4	5.52	3.60	5,852,480	3,016,800	23,987,456	4	18,021,400	4
13	西尾市	189,769	8	0.93	23	1,007,000	13	2	787,000	21	1,072,455	8	2	838,155	15	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	17,456,886	8	13,643,068	15	4.70	3.39	4,732,900	2,687,930	22,186,786	12	16,310,998	14
18	小牧市	153,170	9	1.14	2	1,075,000	5	2	883,000	5	1,107,250	5	2	909,490	6	H12.4.1	2.95	20%	25%	10	10	18,023,262	5	14,804,223	6	2.75	1.75	2,958,250	1,545,250	20,979,512	21	16,349,473	13
10	刈谷市	148,890	10	1.14	3	1,010,000	12	2	827,000	12	1,131,200	3	2	926,240	3	H25.4.1	2.95	20%	25%	10	10	18,413,108	3	15,076,872	3	5.25	3.45	5,302,500	2,853,150	23,715,808	5	17,930,022	5
19	稲沢市	135,558	11	0.90	26	989,000	15	1	815,000	17	989,000	19	1	815,000	22	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,098,448	19	13,266,163	22	4.24	2.83	4,193,360	2,306,450	20,291,808	24	15,572,613	25
4	瀬戸市	132,130	12	0.85	29	988,000	17	1	811,000	18	1,047,280	13	1	859,660	13	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	17,047,100	13	13,993,116	13	4.90	3.20	4,841,200	2,595,200	21,888,300	14	16,588,316	12
5	半田市	119,409	13	0.95	19	943,000	23	1	820,000	14	943,000	27	1	820,000	19	H22.4.1	2.95	45%		10	10	15,349,683	27	13,347,550	19	5.16	3.12	4,865,880	2,558,400	20,215,563	25	15,905,950	18
21	東海市	111,256	14	1.28	1	1,063,000	7	2	876,000	6	1,083,000	12	2	876,000	9	H23.4.1	2.95	20%	25%	10	10	17,302,983	12	14,259,090	9	5.40	3.84	5,740,200	3,363,840	23,043,183	7	17,622,930	8
17	江南市	101,557	15	0.81	32	961,000	21	1	816,000	15	961,000	24	1	816,000	20	H11.4.1	2.95	20%	25%	10	10	15,642,678	24	13,282,440	20	4.50	2.80	4,324,500	2,121,600	19,967,178	29	15,404,040	26
22	大府市	87,836	16	1.06	8	1,027,000	9	1	849,000	9	1,027,000	16	1	849,000	14	H22.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,716,893	16	13,819,598	14	4.68	2.76	4,808,360	2,343,240	21,523,353	15	18,162,836	16
36	あま市	86,534	17	0.79	33	930,000	25	2	750,000	33	957,900	25	1	772,500	29	H22.3.22	2.90	20%	25%	10	10	15,522,770	25	12,518,363	30	5.292	3.18	4,921,560	2,385,000	20,444,330	23	14,903,363	29
23	知多市	85,822	18	0.98	11	961,000	21	1	784,000	22	1,018,660	17	1	831,040	16	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,581,238	17	13,527,254	16	5.00	3.50	4,805,000	2,744,000	21,386,238	16	16,211,254	15
29	日進市	85,419	19	1.00	10	927,000	27	1	762,000	30	987,255	21	1	811,530	23	H22.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,070,043	21	13,209,680	23	5.292	3.18	4,905,684	2,423,160	20,975,727	22	15,632,840	24
33	北名古屋市	82,983	20	0.95	20	900,000	36	1	735,000	36	900,000	36	1	735,000	38	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	14,649,750	36	11,963,963	36	4.968	2.976	4,471,200	2,187,360	19,120,950	34	14,151,323	35
14	蒲郡市	82,188	21	0.84	30	927,000	27	1	781,000	24	927,000	30	1	781,000	27	H22.4.1	2.95	20%	25%	10	10	15,089,243	30	12,712,728	27	2.70	1.75	2,502,900	1,366,750	17,582,143	37	14,079,478	36
25	尾張旭市	80,726	22	0.91	24	977,000	19	1	783,000	23	1,035,620	15	1	829,980	17	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,857,305	15	13,509,999	17	5.40	3.24	5,275,800	2,536,920	22,133,105	13	16,046,919	17
15	犬山市	75,366	23	0.90	25	964,000	20	1	800,000	20	992,920	18	1	824,000	18	H25.4.1	2.95	28%	25%	10	10	16,162,255	18	13,412,660	18	5.20	3.00	5,012,800	2,400,000	21,175,055	19	15,812,660	20
9	碧南市	72,159	24	1.09	7	1,003,000	14	1	822,000	13	1,088,195	11	2	875,430	10	H15.4.1	2.95	20%	25%	10	10	17,387,544	11	14,249,812	10	5.52	3.60	5,536,560	2,959,200	22,924,104	8	17,209,012	9
24	知立市	70,462	25	0.97	14	931,000	24	1	772,000	27	931,000	28	1	772,000	30	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	15,154,353	28	12,566,230	29	5.292	3.18	4,928,852	2,454,960	20,081,205	27	15,021,190	27
28	豊明市	68,434	26	0.89	27	985,000	18	1	804,000	19	985,000	22	1	804,000	25	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,033,338	22	13,087,110	25	5.292	3.18	5,212,620	2,556,720	21,245,958	18	15,643,830	23
8	津島市	65,496	27	0.73	35	924,000	30	2	776,000	25	951,720	26	2	799,280	26	H25.4.1	2.95	20%	25%	10	10	15,491,622	26	13,010,280	26	5.00	3.50	4,820,000	2,716,000	20,111,622	26	15,726,280	21
30	田原市	65,386	28	0.94	21	930,000	25	1	760,000	32	930,000	29	1	760,000	33	H16.4.1	2.95	20%	25%	10	10	15,138,075	29	12,370,900	33	5.292	3.18	4,921,560	2,416,800	20,059,635	28	14,787,700	32
31	愛西市	65,195	29	0.87	36	924,000	30	1	764,000	28	924,000	32	1	764,000	31	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	15,040,410	32	12,438,010	31	5.292	3.18	4,889,808	2,429,520	19,930,218	30	14,865,530	30
32	清須市	64,749	30	0.96	18	920,000	34	1	750,000	33	920,000	34	1	750,000	34	H17.7.7	2.95	20%	25%	10	10	14,975,300	34	12,206,125	34	5.292	3.18	4,868,640	2,385,000	19,843,940	32	14,593,125	33
35	みよし市	59,141	31	1.10	6	923,000	32	1	761,000	31	982,985	23	1	810,465	24	H24.4.1	2.95	20%	25%	10	10	16,000,701	23	13,192,344	24	5.40	3.24	4,984,200	2,465,640	20,984,901	20	15,657,984	22
16	常滑市	56,826	32	0.97	16	1,089,000	4	2	895,000	4	1,089,000	7	1	895,000	7	H16.4.1	2.95	20%	25%	10	10	17,726,198	6	14,568,363	7	5.04	3.60	5,488,560	3,222,000	23,214,758	6	17,790,363	6
37	長久手市	51,639	33	1.03	9	880,000	37	1	717,000	37	880,000	37	1	717,000	37	H25.4.1	2.95	20%	25%	10	10	14,324,200	37	11,670,968	37	5.292							

県内市長給料(地域手当込)の月額分布(人口比)



県内副市長給料(地域手当込)の月額分布(人口比)

